社会資本整備総合交付金 都市公園事業 「篠原地区公園 設計及びサウンディング業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

令和5年3月

甲斐市

1 業務名

篠原地区公園 設計及びサウンディング業務委託

2 業務概要

篠原地区公園は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む2.5~クタールの 敷地を都市公園(地区公園)として整備するものであり、本業務では公園部分の設計 及びサウンディング調査を実施する。

令和3年度、市民ワークショップ等により公園整備に係る市民合意形成を図る中で (仮称) 篠原地区公園整備基本計画を策定し、本公園の基本コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」と定め、遊具や芝生広場などの配置、子育てや学びの場となる複合的な機能を有する施設を核に、防災面にも配慮し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園を整備する方針を決定した。

令和4年度、(仮称)篠原地区公園設計基礎調査及びサウンディング業務委託を実施し、基本コンセプトに沿った公園づくりに向け、公園の基本ゾーニング及び空間コンセプト等について検討を進め、整備における課題を整理するとともに、民間ノウハウの活用や地域住民との協働など、公民連携による整備運営手法について検討するサウンディング調査を実施した。

本業務は、これら検討の成果に基づき、篠原地区公園の公園部分についての設計を行う。また、サウンディング調査を行い、公園施設の公民連携による効率的な運営手法について検討を進めるとともに、調査結果について設計計画への反映を図るものである。なお、本業務には工事監理は含まれていない。また、公園内における建築物 (体験学習施設等)について別途設計業務の発注を予定している。

本業務を委託する業者選定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識をもとに、公園イメージ等の立案、市民参加による公園づくり並びに、公民連携による運営手法等について一体的に提案ができる業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

(1)業務名

篠原地区公園 設計及びサウンディング業務委託

(2) 事業対象地

都市公園 篠原地区公園計画区域(山梨県甲斐市篠原地内)

(3)業務内容

別紙「篠原地区公園 設計及びサウンディング業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。

(4)履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日(木)まで

ただし、次に掲げる設計業務の成果については令和5年12月28日 (木) までに提出すること。なお、前金を除く支払いは全ての業務成果納品後とする。

- ① 準備工(公園整備により不要となる既存樹木やフェンス等の構造物の撤去)の発注に必要となる図書。
- ② 造成工及び配管工(給排水設備及び電気設備に関するもの)の発注に必要となる図書。

なお、上記成果品の提出により業務遂行に不都合が生じる場合、市と協議のうえ 提出する成果品の内容を変更できるものとする。

(5)委託上限金額

¥21,600,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(プロポーザル方式を採用する理由)

本業務は、篠原地区公園の整備に向け、公園の設計を行うとともに、市民協働及び公民連携による公園づくりに取る組む重要な業務である。

そのため、価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、取り組み体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があることから、優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能になることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 参加資格要件

参加者は、以下の(1)に掲げる要件を全て満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を全 て満たす特定設計共同企業体(以下「企業体」という。)であること。

(1) 単体企業

- ① 山梨県に主たる営業所又は従たる営業所を有する者。
- ② 令和3・4年度甲斐市入札参加者名簿に登載された者。
- ③ 本業務に関して、下記の条件を満たす管理技術者・照査技術者各1名を当該業務に配置できること。

ア 管理技術者:登録ランドスケープアーキテクト、技術士(建設部門都市及 び地方計画)またはシビルコンサルティングマネージャー(造園または都市 計画及び地方計画)の資格を有する者とする。 イ 照査技術者:管理技術者と同様の資格又は業務経験を有していること。 なお、照査技術者は管理技術者またはその他の技術者を兼ねることができない。

- ④ 公告からさかのぼり、過去10年以内に参加者(予定技術者を含む)が、国、地方公共団体または公団等の発注による都市公園及びその他の公園の設計業務、公共施設の整備計画等に係るサウンディング調査を受託した実績を有すること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。
- ⑥ 甲斐市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成30年甲斐市訓令第2号)に基づく指名停止措置を受けていない者。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- ⑧ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。(再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- ⑨ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者でないこと。
- ⑩ 参加表明書の受付日からさかのぼり、6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- ① 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を 受けた者でないこと。
- ② 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- ③ 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- ④ 本業務の実施において、甲斐市が令和5年度に別途発注を予定している本公園の 建築物(体験学習施設等)の設計業務を受託した事業者と、業務上の連携・調整 が図れること。

(2)企業体

- ① 企業体の構成員は2ないし3業者とし、いずれかは、4(1)単体企業①及び②の要件を満たすこと。かつ、全ての構成員は、4(1)単体企業⑤~⑭の要件を満たすこと。
- ② 企業体における4(1)単体企業③に掲げる管理技術者、照査技術者はいずれかの構成員と正規雇用関係にあること。
- ③ 企業体における4(1)単体企業④に掲げる受託実績は、構成員の受託実績を合わせ、上記実績を有していること。
- ④ 共同体は自主結成とし、構成員で協定を締結していること。
- ⑤ 企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代

表構成員以外の構成員の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上であること。

5 スケジュール

(1) 日程

項目	日程
実施要領の公表	令和5年3月10日(金)
実施要領に関する質問受付	令和5年3月20日(月)午後5時まで
質問回答	令和5年3月22日(火)まで随時
	甲斐市ホームページに掲載
参加表明及び資格審査申請書 等	令和5年3月23日(木)午後5時まで
提出期限	
資格審査結果通知	令和5年3月24日(木)
企画提案書等 提出期限	令和5年3月27日(月)正午まで
審查期間	令和5年3月28日(火)~4月7日(金)
参加者への質問事項送付	令和5年3月29日(水)午後5時まで
参加者からの回答	令和5年3月31日(金)正午まで
結果通知	令和5年4月10日(月)予定
契約締結	令和5年4月 中旬

(2) 実施要領の公表

令和5年3月10日(金)本市ホームページを通じて公表する。

(3) 実施要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書(様式1)を使用し、件名を「篠原 地区公園 設計等業務委託に関する質問」として、令和5年3月20日(月)午後5時 までに下記まで送信するものとする。

他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

② 送信先

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

E-mail: <u>ryokukacenter@city.kai.yamanashi.jp</u>
※送信後、必ず電話により受信確認すること。

③ 回答

令和5年3月22日(水)まで随時市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(4)参加表明及び資格審査申請書の提出

受付期間

令和5年3月23日(木)午後5時まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(ただし土、日、祝日は除く)。 ただし、荒天、災害等により郵便物等の配送に遅延が見込まれる場合は、別途受 付期間を遅らせるなどにより対応する。

② 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 設計等 公募型プロポーザル書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

③ 提出書類

次の提出書類2部(正本1部、副本2部)を提出すること。

様式 2 参加表明及び資格審査申請書

様式3 特定設計共同体協定書の副本(該当する場合)

様式4 業務実績調書

様式 5-1 業務実施体制

様式 5-2 予定技術者の業務実績

任意様式 参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)

任意様式 国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前1か月以内に発行されたものに限る)

(5) 企画提案書の提出

① 受付期間

令和5年3月27日(月)正午まで(必着)

受付時間は、午前9時から午後5時までとし、3月27日(月)については正午までとする(ただし土、日、祝日は除く)。

ただし、荒天、災害等により郵便物等の配送に遅延が見込まれる場合は、別途受付期間を遅らせるなどにより対応する。

② 提出方法及び提出先

以下住所への持参または郵送とする。なお、郵送により提出する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 設計等 公募型プロポーザル書類提出」とし、参加者名、担当者氏名及び発送した日時について送信すること。

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市 都市建設部 都市計画課 緑化センター活用推進係

③ 提出書類

次の提出書類にインデックスを張り付け、ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

様式 6 企画提案書提出届出書

任意様式 企画提案書 (A4 判 10 ページ以内とする。ただし、A3 判 1 ページ

はA4判2ページとする)

任意様式 参考見積書(委託内容の業務ごと金額を分けること)

任意様式 企画提案に係る補足説明資料(A4 判 4 ページ以内とする。ただし、

A3 判 1 ページは A4 判 2 ページとする) 【任意提出】

※プレゼンテーションの代替として、補足説明が必要な場合、 任意で資料の提出を可とします。

④ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて 横書きとする。

⑤ 途中の参加辞退

参加表明及び資格審査申請書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「篠原地区公園 設計等業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届(様式7)を送信すること。

⑥ 参考資料の提供

企画提案書の作成を目的とした参考資料の提供を希望する場合は、資料提供依頼 書(様式8)を提出した参加者に電子データで提供(メール)する。

なお、資料については、企画提案書作成のみ使用することとし、第三者への提供 は認めない。本業務への参加ではなく資料収集等を目的としていると事務局が判 断する場合はその提供は行わない。

6 審査及び審査結果の通知と公表

(1)審查方法

提案の審査にあたっては、「篠原地区公園 設計及びサウンディング業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について審査基準に基づいて審査を行う。審査員が、企画提案書等について評価した点を合計したものを審査点(100点満点)とし、最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付け、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

ただし、順位決定を行う際、同位の提案書が複数ある場合は、見積書の価格をもって順位を決定し、見積書の価格が同額であった場合は、審査員の多数決で順位を決定する。

(2)参加資格審査

提出された参加表明及び資格審査申請書並びに添付書類により審査する。 審査結果については、令和5年3月24日(金)午後5時までに参加者あてに電子メールで送付する。

(3) 企画提案書等による審査並びに質疑応答

- ① 審査期間 令和5年3月28日(火)~4月7日(金)
- ② 審査委員会は企画提案書等を確認し、質問事項を3月29日(水)午後5時までに参加者あてに電子メールで送付する。
- ③ 参加者は、質問事項に対する回答を作成し、3月31日(金)正午までに電子メールで提出する。
- ④ 審査委員会は、企画提案書等の内容及び提案に対する質疑応答(書面による) を踏まえ、審査を実施する。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は、提案者全てに文書で通知し、その概要を本市ホームページで公表する。公表内容は、原則として最優秀提案者の名称及び参加者数とする。 なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合。
- ⑤ 参加者の要件を満たされなくなった場合。

7 優先交渉権者との協議と契約締結

(1)優先交渉権者

最優秀提案者を優先交渉権者とし、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、 委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のため に必要な範囲内で、項目を追加、変更、あるいは削除する場合がある。また、これ により、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うこと がある。

(2) 契約締結

協議成立後、市と受託候補者との間で随意契約(施行令第167条の2第1項第2号に

よる)を締結する。

なお、優先交渉権者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、 優秀提案者を新たに優先交渉権者とする。

8 参加に関する留意事項

(1)費用負担

参加に係るすべての書類の作成及び提出に係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2)提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最優秀提案者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で市に帰属するものとする。また、市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の 法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、 施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとす る。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5)参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6)提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7)虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

9 その他

本プロポーザルは都合により延期し、または取りやめることがある。この場合について、参加者は意義申し立てることができず、損害を受けることがあってもその賠償を請求できないものとする。

また、本業務委託について契約を締結する場合は、原則、契約金額の10分の1以上 の契約保証金等を納付するものとする。